

改正

昭和45年3月31日いわき市条例第13号

昭和45年3月30日いわき市条例第21号

昭和49年3月28日いわき市条例第25号

昭和50年3月27日いわき市条例第15号

昭和51年3月31日いわき市条例第15号

昭和52年3月29日いわき市条例第26号

昭和53年3月28日いわき市条例第20号

昭和54年3月27日いわき市条例第23号

昭和55年3月28日いわき市条例第25号

昭和56年3月27日いわき市条例第21号

平成6年3月28日いわき市条例第13号

平成10年3月31日いわき市条例第17号

平成14年3月29日いわき市条例第26号

平成16年3月31日いわき市条例第9号

平成31年3月29日いわき市条例第41号

いわき市**重度心身障害児**童福祉金支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、社会保障の理念に基づき、**重度心身障害児**童を養育している者に対し、**重度心身障害児**童福祉金（以下「福祉金」という。）を支給することにより、その生活と福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

**第2条** 福祉金は、本市に住所を有し、次の各号の一に該当する年齢が3歳以上20歳未満の心身障害児童（以下「児童」という。）を養育（その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）する者に支給する。

- (1) 心身の障害のため食事、用便、衣類の着脱等に常に介護を要し起座、歩行等が不能である者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が2級以上のもの

(3) 福島県療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAのもの  
(申請及び認定)

**第3条** 福祉金を受けようとする者は、市長に申請してその認定を受けなければならない。

(福祉金の額)

**第4条** 福祉金は、年度を単位として支給するものとし、その額は、1年度につき、児童1人につき48,000円とする。ただし、年度の中途において前条の認定を受けたとき又は第8条の規定により受給資格が消滅したときの当該年度の福祉金の額は、当該認定の申請をした日の属する月の翌月から又は当該受給資格の消滅した日の属する月まで、それぞれ当該年度において受給資格を有していた月数に応じ、月割により算出する。

(支給の制限)

**第5条** 福祉金は、第3条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）の養育する児童の規則で定めるところにより算出した前年の所得が、その児童の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、別表第1に定める額を超えるときは、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の方は、支給しない。

2 福祉金は、受給資格者の規則で定めるところにより算出した前年の所得が、その者の扶養親族等の数に応じて、別表第2に定める額以上であるときは、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度の方は、支給しない。

(支給の時期)

**第6条** 福祉金は、毎年度3月に支給する。ただし、第8条に該当する場合は、その届出があつたとき（4月から6月までの間に当該届出があつたときは、7月）又は市長がその事実を知つたときに支給する。

(福祉金の辞退)

**第7条** 福祉金は、これを辞退することができる。

(受給資格の消滅)

**第8条** 受給資格者が、次の各号の一に該当するときは、その受給資格は消滅する。

- (1) 児童が死亡したとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなつたとき。
- (3) 児童を養育しなくなつたとき。
- (4) 第2条第2号又は第3号に該当しなくなつたとき。
- (5) その他市長が福祉金の支給が適当でないと認めたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

**第9条** 福祉金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(福祉金の返還)

**第10条** 市長は、偽りその他不正な手段により福祉金の支給を受けた者がいるときは、当該福祉金をその者から返還させることができる。

(届出)

**第11条** 受給資格者は、第8条第1号から第4号までに該当したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和41年いわき市告示第24号により施行された平市**重度心身障害児**童福祉年金支給条例（昭和40年平市条例第20号）、磐城市**重度心身障害児**福祉手当条例（昭和41年磐城市条例第29号）及び内郷市**重度心身障害児**福祉年金支給条例（昭和41年内郷市条例第15号）は、廃止する。

3 この条例の施行前に平市**重度心身障害児**童福祉年金支給条例、磐城市**重度心身障害児**福祉手当条例及び内郷市**重度心身障害児**福祉年金支給条例に基づきなされた申請、認定、届出は、この条例によつてなされたものとみなす。

**附 則**（昭和45年3月31日いわき市条例第13号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和46年3月30日いわき市条例第21号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和49年3月28日いわき市条例第25号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和50年3月27日いわき市条例第15号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和51年3月31日いわき市条例第15号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日いわき市条例第26号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日いわき市条例第20号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日いわき市条例第23号抄）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前のいわき市重度心身障害児童福祉金支給条例第2条第3号の規定に基づき受給資格の認定を受けた者は、改正後のいわき市重度心身障害児童福祉金支給条例第2条第3号の規定にかかわらず、なおその資格を有する。

附 則（昭和55年3月28日いわき市条例第25号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日いわき市条例第21号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日いわき市条例第13号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日いわき市条例第17号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日いわき市条例第26号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成14年度以後の年度分の重度心身障害児童福祉金について適用し、平成13年度分までの重度心身障害児童福祉金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後のいわき市重度心身障害児童福祉金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する重度心身障害児童福祉金（以下「福祉金」という。）について適用し、同日前の期間に対応する福祉金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第5条及び前項の規定によりこの条例の施行の日から平成17年3月31日までの間福祉金が支給されないこととなる者の、同項の規定によりなお従前の例によることとされた平成16年

4月から6月までの期間に対応する福祉金については、改正後の条例の規定にかかわらず、当該期間において受給資格を有していた月数に応じ、月割により算出した額を、平成16年8月に支給する。

**附 則**（平成31年3月29日いわき市条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のいわき市重度心身障害児童福祉金支給条例第5条、別表第1及び別表第2の規定は、平成31年度以後の年度分の重度心身障害児童福祉金の支給の制限について適用し、平成30年度分までの重度心身障害児童福祉金の支給の制限については、なお従前の例による。

**別表第1**（第5条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とする。）を加算した額

**別表第2**（第5条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）